

子 高 号 外
令和5年6月26日

高齢者施設 施設長 殿
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について

平素より本県の高齢者福祉行政の推進について、御協力頂き感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

今般、別添のとおり、ガイドラインが改正されましたので、適切に運用するようお願いいたします。

沖縄県高齢者福祉介護課 介護指導班、施設福祉班 電話：098-866-2214
